

平成21年5月相模原市教育委員会定例会

○日 時 平成21年5月20日（水曜日）午後6時30分から午後7時43分まで

○場 所 相模原市役所 教育委員会室

○日 程

1. 開 会

2. 会議録署名委員の決定

3. 議 事

日程第 1（議案第25号） 平成22年度から使用する相模原市立中学校教科用図書の採択基本方針について（学校教育部）

日程第 2（議案第26号） 工事計画の策定について（教育環境部）

日程第 3（議案第27号） 相模原市スポーツ振興審議会委員の人事について（生涯学習部）

日程第 4（議案第28号） 相模原市立図書館協議会委員の人事について（生涯学習部）

日程第 5（議案第29号） 相模原市立公民館館長の人事について（生涯学習部）

日程第 6（議案第30号） 相模原市文化財の指定及び登録等にかかわる諮問について（生涯学習部）

日程第 7（請願第 1号） 平成21年予定の公立中学校用教科書採択について

日程第 8（請願第 2号） 「教科書採択」に関する請願書

日程第 9（請願第 3号） 相模原市の教育の方針に沿った中学校教科書の採択を求める請願

4. 閉 会

○出席委員（5名）

委 員 長 溝 口 碩 矩

委員長職務代理者 小 林 政 美

教 育 長 岡 本 実

委 員 金 川 純 子

委 員 齋 藤 文

○説明のために出席した者

教育局長	榎田達雄	教育環境部長	三沢賢一
学校教育部長	小宮満彦	生涯学習部長	大貫英明
教育局参事 兼教育総務室長	柿沢正史	教育総務室 担当課長	田中雅幸
学校教育課 担当課長	今井勉	学校教育課 指導主事	江戸谷智章
学校教育課 指導主事	川上孝生	生涯学習部参事 兼生涯学習課長	和田隆一
生涯学習課 担当課長	柿澤光明	文化財保護課長	佐藤暁
文化財保護課 担当課長	川島和章	文化財保護課主事	中川真人
生涯学習部参事 兼スポーツ課長	西原巧	図書館長	成瀬正行
図書館担当課長	瀧田進		

○事務局職員出席者

教育総務室副主幹	杉山吏一	教育総務室主任	坂本正俊
----------	------	---------	------

□開 会

◎溝口委員長 それでは、ただいまから相模原市教育委員会5月定例会を開会いたします。

本日の出席委員は5名で定足数に達しております。

本日の会議録署名委員に、金川委員と小林委員を指名いたします。

なお、開会時におきます本日の傍聴人は9名でございます。

どうぞ、お入りいただいて結構です。

(傍聴人入場)

□平成22年度から使用する相模原市立中学校教科用図書の採択基本方針について

◎溝口委員長 それでは議事日程に基づき、これより日程に入ります。

日程1、議案第25号、平成22年度から使用する相模原市立中学校教科用図書の採択基本方針についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○小宮学校教育部長 議案第25号、平成22年度から使用する相模原市立中学校教科用図書の採択基本方針について、ご説明申し上げます。

本件は、神奈川県教育委員会が定める平成22年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針を受け、平成22年度から相模原市立中学校で使用する教科書の採択に向けて、本市教育委員会の採択方針につきまして提案するものでございます。具体的な内容につきましては、この後、学校教育課担当課長から説明させていただきます。

教科書採択につきましては、公正なる採択ができますように、よろしくご決定くださるよう、お願い申し上げます。

○今井学校教育課担当課長 本議案第25号をご覧ください。採択基本方針といたしましては、そこにあります3点でございます。

1点目、相模原市教育委員会が設置する相模原市教科用図書採択検討委員会の調査研究の結果を参考に、公正・適正を期し、採択する。

2点目、文部科学省の教科書編集趣意書、神奈川県教育委員会が行う教科用図書の調査研究の結果を踏まえ、学習指導要領に基づいて調査研究し、採択する。

3点目、学校、児童・生徒、地域等の特性を考慮して採択する。

以上でございます。

この採択基本方針は、神奈川県教育委員会が定める平成21年度義務教育諸学校使用教科用図書の採択方針に基づいて定めたものでございます。

採択基本方針の1点目の中にあります、相模原市教科用図書採択検討委員会は、本市教育委員会が行う教科用図書の採択に関し、必要な事項を教育委員会へ報告するために設置するもので、本年度は7名の委員で構成させていただきたいと考えております。

基本方針の2点目、文部科学省の教科書編集趣意書につきましては、教科用図書の研究・調査の参考資料とするため、発行者が教科書編集の基本方針や特色、構成などについて記載したものを文部科学省が取りまとめ提供しているものでございます。

基本方針3につきましては、神奈川県教育委員会が定める平成22年度義務教育諸学校使用教科用図書の採択方針の教科用図書採択基準に則って定めたものでございます。

以上、この3点の基本方針に基づき、採択原案を取りまとめ、7月の教育委員会定例会に提案させていただきたいと思っております。よろしくお願ひ申し上げます。

◎溝口委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

◎金川委員 この基本方針というのは、たぶん長い時をかけて、相模原の子どもたちに適したものを選ぶという方針だと思うのですが、私たちが子どもたちに適した教科書を採択するに当たって何をよりどころにすればいいのか、ちょっと教えていただきたいと思うのですが、具体的なものがあれば教えていただきたいと思っております。

○今井学校教育課担当課長 よりどころといたしましては、1つ目が先ほど申し上げました本市の検討委員会による検討結果がございまして、もう1つは、県教委が示してございまして採択の基本方針。3つ目といたしまして、県教委が行う教科用図書の調査研究がございまして、その結果。それと、先ほど申し上げました教科書編集趣意書が文部科学省から出されているものがございまして、さらに、文部科学省が平成22年度の使用教科書の採択について通知を出してございまして、その通知。それと学習指導要領。さらに、教科用図書の見本が本市教科書センターに届いておりますので、そちらをご覧になっていただく中で参考にさせていただくと。

以上の資料が、教育委員会で検討していただく際の資料となります。

◎金川委員 今お話にありました採択検討委員会7名ということだったので、もうちょっと具体的にどういう方なのかが知りたいので、お願いします。

○今井学校教育課担当課長 7名の委員におきましては、相模原市公立小中学校の校長会の会長、相模原市立中学校長会の会長、相模原市立中学校教育研究会の会長、相模原市立中学校の教員の代表の方、PTAの代表ということで、小中学校PTA連絡協議会の会長、本市教育委員会の学校教育部長と総合学習センター所長の7名を予定してございます。

◎小林委員 事務局の方に1点確認をしたいのですが、よろしいでしょうか。

先ほどの方針の1番のところにあります、教育委員会が設置する相模原市教科用図書採択検討委員会、これは運営要綱に沿って設置されるわけですが、この検討委員会の調査研究の範囲ですが、国や県の通知や調査研究の結果、あるいは学習指導要領というのは、もうその視点に入れることは間違いないと思うのですが、さらに、相模原市の教育のベースになっております学びプランだとか、保護者の声だとか、あるいは子どもたちの特性、地域の特性、実態等も研究の範囲の中に入ってくるのかどうか。その辺を聞かせていただければと思います。

○今井学校教育課担当課長 おっしゃるとおり、研究の範囲の中に入るものにとらえております。そして、それについては本市検討委員会で協議をする中で、研究の成果として委員会にご報告申し上げます。

◎斎藤委員 基本方針の3番に、学校、児童・生徒、地域の特性を考慮して採択するとございますけれども、ちょっと具体的なイメージがわからないので、今までずっとやってこられたことだと思いますので、相模原市として地域の特性を考慮するに当たって、こんなことを工夫しているとか、取り組みをしているという例がありましたら、ちょっと教えていただきたいのですけれども。

○今井学校教育課担当課長 先ほど申しあげました検討委員の中に、市P連の代表の方に入っておりますので、市民の方の代表としてご意見をいただくということかと思っております。それと、各学校がどういう状況で子どもたちに授業を行い、そのためどの教科書を必要とするかという学校の声について、検討委員会の中でそれも検討する材料として拾い上げた中で、相模原市の地域性については考慮したいと考えております。

◎溝口委員長 確認を含めて申し上げたいと思うのですが、まず私たちは公正・適正を期して採択するということが1点。もう1点はやはり、学習指導要領ですね、これに基づいて調査研究して採択する。それからもう1つは、先ほど斎藤委員の方からありましたように、地域の特性を考慮して採択する。これが基本方針として述べられているわけですが、この3つを尊重して、今後、教科書を採択していきたいと思っております。それでよろしいでし

ようか。

◎**小林委員** 1番のところに、最後の文章が、公正・適正を期し、採択するという表現になっています。裏を返せば、公正・適正を期するために基本方針を定めるのだと。そうすると、その基本方針の中に、国の通知や県の通知、あるいは研究調査結果や多くの意見を取り入れた検討会議の研究結果、そういうものをベースにすると。これに沿って淡々と決めていくのが、要するに公正・適正を保証することになると。いわゆるぶれがなくなると。世の中にいっぱい大きな意見がございますけれども、それはそれなりにまた価値があると思うのですが、ただ、教科書採択に対してのぶれのなさということは非常に大事なことだと。それが、やはり公正・適正を期することになるのではないかと思うのですが、それについてのご意見を、事務局なり委員なり、もしありましたらお聞かせ願えればと思います。

○**小宮学校教育部長** 今、委員のおっしゃられたとおり、私たちもそういう観点に則っておりますので、あくまでもそのような視点でやっていただければと考えておるところでございます。

◎**斎藤委員** 今、お話を伺って、説明はとてもよくわかるのですけれども、ともすると学校という非常に閉じられた場で、一番いいものは何かみたいな議論に偏ってしまう可能性がある。そうしたときにやはり、そうではない市民の声というものも幾つか取り入れていかないと地域の特性というのも反映できないかと思うのですけれども、そういう声を吸い上げる仕組みというのですか、どんなものがあるのでしょうか。

先ほど、PTAの方のお話がというのはありましたけれども、そうではない、今、教育に関しては、いろいろ言いたい方もたくさんいらっしゃると思いますので。もし、そういうことがございましたら教えてください。

○**今井学校教育課担当課長** 先ほど申しあげましたとおり、各学校からは意見を吸い上げる形、あるいは教員の代表の方に入っていただいて吸い上げる形がございますが、地域の方については、直接声を聞いていただく場面というのが、いわゆる市P連の代表の方の1人になってしまいます。そのほかはということになりますと、教科書センターがございますので、そこには来ていただいた方が自由にご意見を書き込めるようなものを設置してございますので、そこでご意見をいただいたものを検討委員会の中で見させていただいて、参考にさせていただくということになるかと思えます。

◎**小林委員** 今お答えいただいた、そういったもろもろの方々の意見も斟酌されて調査研究成果の中に織り込められるのか織り込まれないのかわかりませんが、そういうものも視野

に入っただけの成果が出てくるわけですね。それがこの1、2、3とある採択方針の内容になつてくると。そういうふうにとらえてよろしいでしょうか。

そうすれば、採択する場合には、もう確実に検討委員会の調査研究の結果、それから趣意書、具体的に全部出てますよね、これに基づいてきちっとやってくと、淡々と進めていくと、そういうふうにとらえてよろしいのでしょうか。

○今井学校教育課担当課長 全くおっしゃるとおりでございます。

◎溝口委員長 ほかにご意見等ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第25号、平成22年度から使用する相模原市立中学校教科用図書の採択基本方針についてを原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第25号は可決されました。

□工事計画の策定について

◎溝口委員長 次に、日程2、議案第26号、工事計画の策定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○大貫生涯学習部長 議案第26号、工事計画の策定について、ご説明申し上げます。

本件は、教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第11号の規定により、史跡勝坂遺跡の保存整備に関し、工事計画を策定いたしたく提案するものでございます。

工事の名称は、勝坂遺跡保存整備工事。工事の場所は、相模原市磯部字勝坂1780番外でございます。工事の概要としましては、縄文時代の住居の復元工事や史跡の環境整備工事などを行うとともに、管理棟やトイレの建設工事などを行うものでございます。予算額は1億668万円でございます。

その次のページの案内図をご覧くださいと思います。

案内図、縦長になっておりますが、史跡勝坂遺跡は案内図ほぼ真ん中ほどでございますが、お示ししておりますとおり鳩川流域に位置します縄文時代の集落跡で、東にA区、西にD区という2つに分かれております。本工事計画は、D区の都市公園範囲に含まれております。公園の面積は約5.6ヘクタールで、このうち史跡の整備面積は約2ヘクタールでございます。

続きまして、裏面の計画図及び次ページの参考図を対比してご覧いただきたいと存じます。

先に、下の参考資料とした図についてご説明申し上げます。

下の参考図、平成元年3月の公園基本設計図でございます。図の左側、方位として北に駐車場と資料館を描いております。駐車場につきましては、仮設整備が既に終了しております。今回提案する本計画は図の上に位置する史跡部分で、新たに設計した図面が上の図になるわけです。下の図というのは、先ほど申し上げましたように、平成元年のときの図ですので、この上の部分、若干現代的な要素を加味して、上の図のように変更して提案をさせていただきます。

主な工事内容としましては、先ほど申し上げました、縄文時代の集落景観を再現するように図の右側、竪穴住居の復元、あるいは図の左側の敷石住居の展示を行うとともに、縄文時代に利用されておりました植物の植栽を住宅地との間に行うものでございます。また、整備後の活用や市民の利便性を図るため、体験学習用の土器の野焼きの場や管理棟・トイレを図の左側に描いておりますが、これも整備してまいります。

今後の予定でございますが、勝坂遺跡の史跡部分の整備は、平成22年3月の完成を予定し、遺跡公園として部分的に供用を開始してまいります。

以上で、議案第26号のご説明を終わらせていただきます。

よろしくご決定くださいますよう、お願いいたします。

◎溝口委員長 途中ですけれども、傍聴の方が1名追加でいらっしゃいましたので、どうぞ、お入りいただいて結構です。

それでは、これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

勝坂遺跡A区というのがございますけれども、このA区とかそのほかにも遺跡があるのかどうかというところを含めて、もしA区などに遺跡があるとすれば、それらの計画はどんなふうになっているのか。もしおわかりでしたら、お願いしたいのですが。

○佐藤文化財保護課長 A区とD区という説明は、先ほど生涯学習部長の方から申し上げてございますが、この2つ以外では、今のところ史跡として指定されているところはございません。

それから2番目の、A区の今後の活用等についてでございますが、今のところ具体的な案はございませんが、1つの考え方といたしまして、A区とこれから整備しようとしている地域が非常に近接してございますので、周辺の整備等とあわせまして、周遊性といいま

すか回遊性が持てるような形で、A区の方の遺跡にも見学者の方たちにお出かけいただいて、そちらの方にも掲示板等で遺跡の重要性などを周知させていただければというような、決定ではございませんが、そういった1つの考え方もあると認識してございます。

◎**金川委員** これができ上がると、とてもすばらしいものかなと思って。せっかくこれだけお金をかけて、相模原に住んでいる子どもたちとか、市民とか、私たちにとってもすごく貴重なものだし、こういう本物を体験できるという経験は、子どもたちにとってもすごくすばらしいものだと思うのですけれども、こんなすてきなものができたよとか、なかなか家庭にいて情報が入ってきにくいような、こういう場にいると、あらずてきと思うのですけれども、なかなか市民のところへ届きにくいかなという感じがあるんですが、インフォメーションとかお知らせなどはどんな形で計画されているか、教えてください。

○**佐藤文化財保護課長** 情報発信は、ご指摘のとおり非常に重要なことだと思いますし、せっかくいい施設をつくっても、皆さんに知られなければ意味のないことだという認識をしてございます。具体的には、市の広報、市のホームページ等はもちろんのことでございますが、やはり、この整備が完成した後、こちらの方でお客様に来ていただけるようなイベントですとか古代のことを再現できるような、そういった体験的な事業なども積極的に展開をさせていただく中で場所の存在をご認識いただき、またさらなる整備に向けて、皆様方の関心を高めていけるような事業も組み込んでいかなければならないと認識してございます。

◎**小林委員** ただいまの説明の中で、私の方で聞き落としたかもしれませんが、この整備計画は平成22年度を供用開始ということで、工事内容も大体わかりました。

これで、勝坂遺跡に関しての工事は終了なのか、あるいは今後、さらにこの部分をどうするのだというのがあるのかどうか。その辺はいかがでしょうか。

○**佐藤文化財保護課長** 今後のことではございますが、今のところ、先ほど生涯学習部長がご説明申し上げました部分、金額でいいますと1億668万円の部分の工事については、ご認識のとおり今お示ししている部分でございますが、平成元年に基本計画の参考資料をお示ししてございますが、このとおりの形で整備ということは、なかなかまだ基本計画の段階でございますので、今の時点では生煮えでするのでお約束できるものではもちろんございませんが、地元の方々は、こういった図をお示しさせていただいている中で、非常なご期待をなさっていらっしゃる部分もございますので、今後の周知、活用も含めた中で、こういった最終的な形に気運を盛り上げていながら、公金の投入の議論も含めていただいた

中で、さらなる整備をとすることは考えていきたいと思っております。

◎溝口委員長 ほかに質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第26号、工事計画の策定についてを原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第26号は可決されました。

□相模原市スポーツ振興審議会委員の人事について

◎溝口委員長 次に、日程3、議案第27号、相模原市スポーツ振興審議会委員の人事についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○大貫生涯学習部長 議案第27号、相模原市スポーツ振興審議会委員の人事につきまして、ご説明申し上げます。

本件につきましては、篠崎脩一氏から任期途中ではございますが、組織上の都合により辞職したい旨の申し出があったためこれを承認するとともに、辞職及び任期満了に伴う後任の委員をスポーツ振興法第18条第4項の規定に基づき委嘱いたしたく提案するものでございます。

それでは、辞職に伴う後任の委員につきまして、ご説明をさせていただきます。

後任の委員としてご提案させていただいております、加藤岸男氏でございますが、平成21年5月21日付けでご委嘱申し上げるもので、学識経験者として相模原市公立小中学校長会からご推薦をいただいております、千木良小学校長でございます。

続きまして、任期満了に伴う後任の委員につきまして、ご説明させていただきます。

星清次氏でございますが、平成21年5月23日付けでご委嘱申し上げるもので、学識経験者として相模原市体育指導委員連絡協議会からご推薦いただいております、同協議会の会長でございます。星氏は、平成17年からスポーツ振興審議会委員としてご活躍いただいております、再任でございます。

続きまして、森田之雄氏でございますが、平成21年6月27日付けでご委嘱申し上げるもので、学識経験者として財団法人相模原市体育協会からご推薦をいただいております、同協会の会長でございます。森田氏は、平成9年からスポーツ振興審議会委員としてご

活躍いただいております、再任でございます。

続きまして、鈴木究氏でございますが、平成21年6月27日付けでご委嘱申し上げるもので、学識経験者として相模原市立小中学校PTA連絡協議会からご推薦いただいております、同協議会の会計監査でございます。鈴木氏は、平成19年からスポーツ振興審議会委員としてご活躍いただいております、再任でございます。

最後に、宮崎泰男氏でございますが、関係行政機関の職員として平成21年6月27日付けでご委嘱申し上げるもので、相模原市副市長でございます。宮崎氏は、平成19年からスポーツ振興審議会委員としてご活躍いただいております、再任でございます。

スポーツ振興審議会委員の任期といたしましては、委嘱の日から2年でございます。

なお、今回の任命に当たり市長に意見を求めましたところ、特に意見がない旨の回答をいただいております。

以上で議案第27号の説明を終わらせていただきます。

よろしくご決定いただきますよう、お願い申し上げます。

◎溝口委員長 それでは、説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第27号、相模原市スポーツ振興審議会委員の人事についてを原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第27号は可決されました。

□相模原市立図書館協議会委員の人事について

◎溝口委員長 次に、日程4、議案第28号、相模原市立図書館協議会委員の人事についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○大貫生涯学習部長 議案第28号、相模原市立図書館協議会委員の人事について、ご説明申し上げます。

図書館協議会の委員につきましては、図書館法第15条の委員構成に関する規定により6名を委嘱しておりますが、このうち、選出区分、学校教育の関係者の委員1名の辞職に

に伴い欠員が生じておりましたので、後任の委員の委嘱をいたしたく、提案するものでございます。

渡部肇氏でございますが、平成21年5月20日付けでご委嘱申し上げるもので、相模原市立公立小学校校長会からご推薦いただいております。現職は、市立橋本小学校校長でございます。任期につきましては、前任者の残任期間で、平成22年8月28日でございます。

以上で、議案第28号の説明を終わらせていただきます。

よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

◎溝口委員長 それでは、説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第28号、相模原市立図書館協議会委員の人事についてを原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第28号は可決されました。

□相模原市立公民館館長の人事について

◎溝口委員長 次に、日程5、議案第29号、相模原市立公民館館長の人事についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○大貫生涯学習部長 議案第29号、相模原市立公民館館長の人事について、ご説明申し上げます。

本件につきましては、相模原市立公民館館長の任期満了に伴う後任の公民館長を社会教育法第28条の規定により委嘱することから、ご提案するものでございます。

委嘱いたします公民館長といたしましては、平成21年6月7日付けで、田名公民館館長、篠崎尊雄氏でございます。同氏は、平成15年6月7日から公民館長としてお務めいただいております。今回で3期目となります。

平成21年7月1日付けで、大野台公民館館長、畔上清氏でございます。同氏は、平成20年10月1日から公民館長としてお務めいただいております。前任館長の辞職により、

残任期間を引き継いでいただきました。今回で2期目となります。

平成21年7月19日付けで、相原公民館館長、戸塚厚生氏でございます。同氏は、平成20年5月1日から公民館長としてお務めいただいております。やはり、前任館長の死去に伴い、残任期間を引き継いでいただいております。今回で2期目となります。

以上、再任の方3名でございます。それぞれ、公民館運営協議会から、社会教育に理解が深く、公民館運営に熱心に取り組むことができる方としてご推薦いただきました方々でございます。

公民館長の任期といたしましては、委嘱の日から3年でございます。

以上、議案第29号、相模原市立公民館館長の人事につきまして、ご説明させていただきました。

よろしくご決定くださいますよう、お願いいたします。

◎溝口委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第29号、相模原市立公民館館長の人事についてを原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第29号は可決されました。

□相模原市文化財の指定及び登録等にかかわる諮問

◎溝口委員長 次に、日程6、議案第30号、相模原市文化財の指定及び登録等にかかわる諮問についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

◎大貫生涯学習部長 議案第30号、相模原市文化財の指定及び登録等にかかわる諮問につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、平成21年7月27日付けで、指定文化財3件の指定、登録文化財2件の登録、登録無形民俗文化財の保持団体1件の認定を行いたく、相模原市文化財の保存及び活用に関する条例第31条の規定に基づき、文化財保護審議会に諮問するものでございます。

平成12年の本条例の施行後、順次、市域の文化財の指定・登録を続けておりますが、

今回の第9期の候補の指定・登録により、指定は43件、登録が64件となります。

なお、これらの文化財につきましては、あらかじめ文化財保護審議会委員が事前の調査を行い、その文化財的価値について確認しております。

次に、裏面をご覧ください。指定・登録の候補と、登録無形民俗文化財の認定保持団体の一覧表でございます。

内容につきましては、議案第30号関係資料に基づき、文化財保護課長より説明させていただきますので、よろしくご決定くださるよう、お願い申し上げます。

○佐藤文化財保護課長 2ページの一覧表について、ご説明申し上げます。

今回の、指定文化財の指定につきましては3件、登録文化財の登録につきましては2件、無形民俗文化財の保持団体の認定につきましては1件ということでございます。細かいことにつきましては、関係資料の4ページ以降で具体的なお説明を申し上げたいと思います。

まず、指定1、大石神社の神楽殿でございます。5ページ下段の地図をご覧くださいと思いますが、場所は青野原のところから日連の方に向かう県道の、旧でいいますと、町立の篠原小学校の先のところを左に曲がったあたりに大石神社があるという位置でございます。

指定の理由でございますが、「大石神社の神楽殿は、回舞台や出語りを持つ本格的な農村舞台で、歴史的価値の高い建造物である。このため相模原市の文化財として指定することが妥当である。」

上の写真でございますが、普通の神社と少し違うところ、特徴的なところだけ申し上げますと、おさい銭を入れるところの手前が、実は奥行が7.2m（約4間）、間口が9m（約5間）で、そこが舞台となっておりまして、舞台のちょうど中央に直径が4.2mの回舞台がございます。また、3箇所に通上がございまして、床の下から上がってくるような仕掛けがございます。そして、舞台の中央の格子の部分でございますが、こちらの奥に本殿がございまして、通常は手前の舞台の階段みたいなところでスリッパに履き替えていただいて、舞台の中央を通っておさい銭箱の前の格子のところまで礼拝をします。そういった神楽殿と本殿が一緒になっている、神社建築史上でも大変貴重な建物とされてございます。

特に藤野地域では、こちらの舞台で江戸時代から繰り人形ですとか人形浄瑠璃が上演されたということで、非常に歴史的な価値があるということで、指定をさせていただきたいというものでございます。

指定2でございますが、光明寺文書でございます。光明寺の場所は、7ページ下段の地図でございますが、位置的には津久井町の串川出張所から鳥屋出張所に抜ける道の、こちらから行くと右側の方にある光明寺というお寺でございます。そちらの方に古書籍入文書という形で、中世文書が52点、近世と近代の文書が20点、合計72点が保管されてございます。

こちらの指定理由でございますが、「光明寺文書は、室町時代の中期の永享4年（1432年）以降の中世文書群からなる古文書で、光明寺の由来や中世寺院と領主の関係など相模原市の歴史を知る上で貴重である。このため相模原市の文化財として指定することが妥当である。」ということでございます。

書物の72点の中には、太田道灌の書状ですとか、津久井城の内藤城主の寄進状や朱印状など、また、室町幕府第13代将軍の足利義輝の公帖など、大変貴重な文書が含まれてございます。

次に進めさせていただきます。1枚おめくりください。指定3、城山のウラジロガシでございます。場所は、国道413号線を城山を過ぎた都井沢の交差点を右側、北の方に入っていくと住宅街を抜けた、ちょうどさがみ縦貫道の工事現場と隣接しているところの南側の斜面にある樹木でございます。

指定の理由でございますが、「城山のウラジロガシは、全国で確認される同樹種の中でも有数の巨樹で、相模原の自然を記念するものとして貴重である。このため、相模原市の文化財として指定することが妥当である。」

その下に、どのくらい大きいかということが文化財の内容ということで書いてございますが、樹高はおよそ20m、幹回りが8.4m、枝張り、枝がすべて出ているところでございますが、そこが360㎡に達して、樹齢はおよそ600年と言われてございまして、全国でも有数の巨樹でございます。関東山地の南端の象徴としても大変貴重な樹木であるということと、神奈川県史の中の自然編でございますが、本県ではウラジロガシが県史の中にも登場するような樹木でございますので、今回、天然記念物として指定するにふさわしいというご意見をいただいております。

10ページでございますが、今度は登録1ということで、藤野の村歌舞伎でございます。こちらは、種別が登録無形民俗文化財で、保持団体がございまして、藤野歌舞伎保存会という団体が保持しているものでございます。11ページ下段の地図はございませんが、こちらは無形文化財ですので、どこにあるとか、そういった形のものではございませんので、

所在地の表記はございません。

登録理由でございますが、「藤野の村歌舞伎は、地域を代表する民俗芸能のひとつで、市民に親しまれている村歌舞伎として、地域の生活文化を理解する上で必要な民俗芸能である。このため、相模原市の文化財として登録することが妥当である。」ということでございます。

概略だけご説明いたしますと、この文化財の内容の1番下段の文章のところを読ませていただきます。藤野の村歌舞伎は、昭和40年神奈川県民俗芸能大会に出演した篠川劇団の絵本太功記十段目が最後の上演となりました。現在行われている藤野の村歌舞伎は、当時の村歌舞伎を演じた経験のある有志が、平成4年に復活させ、民俗芸能として継承するため藤野歌舞伎保存会を結成し、当時の演目を再現して、後進の育成を図りながら、毎年自主上演を行っているものでございます。

11ページの写真でございますが、こちらは本年3月にあじさい会館で行われました、相模原市民俗芸能大会において上演されました村歌舞伎の1場面でございます。こちらの村歌舞伎については、以上でございます。

12ページでございます。登録2、千部塚伝承地でございます。場所は13ページ下段の地図でございますが、ちょうど串川グラウンドから荒屋敷に向かう通りがございます、通称信玄道と呼ばれているところがございますが、丘陵の南斜面のところを通っている道路のわきのところに伝承地がございます。大変申しわけございませんが、非常にいい写真がなくて、ご無礼かと思ったのですけれども、もし登録ということでご承認いただいた暁には、ホームページ等で文化財等の周知をする際には、現況を写真で撮りまして、もっと塚として明瞭な写真をお示しさせていただきたいと思っておりますので、今日のところはこれでご容赦いただきたいと存じます。

登録理由でございますが、「中世の石造物が所在する千部塚伝承地は、地域の歴史や文化を理解する上で必要であり、相模原市の史跡として登録することが妥当である。」ということでございまして、それぞれ宝篋印塔の部分が重なっている状態で、塚の上に歴史的な石が重なって存在しているものでございます。

伝承地でございますので言い伝えでございますが、千部塚は、大塔宮護良親王の33回忌に法華経千部を修し、供養塔を建立したところであると伝えられてございます。こちらの方は、先ほどの光明寺のお寺の中にも素絵図という文書がございます、その中にも千部塚の表記がございます、この名称が明治時代以前から伝えられているものであること

が確認されてございます。

以上で、ご説明を終わらせていただきます。

◎溝口委員長 これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

◎斎藤委員 指定3の木の話なのですけれども、これだけ所有者が国土交通省になっているのです。それで、あれと思ったのですけれども、その辺のご説明をいただけますでしょうか。

○佐藤文化財保護課長 すみません、説明が不足でございまして、それぞれに建物は氏子であったり、文書は当然お寺のものであったりということでございますが、実はこの城山のウラジロガシにつきましては、9ページの図の左側のところにさがみ縦貫道路が今建設中ございまして、実はその高速道路の建設用地の中にこのウラジロガシが立ってございまして、そちらの土地は今、国土交通省の方が用地買収の関係で所有をしているという意味で、現況の所有者が国土交通省というふうな表現をさせていただいたところでございます。

◎斎藤委員 そうすると、国の方からも補助というか、そういうのは出ないのですか。

○佐藤文化財保護課長 国の方の補助に関しましては、文化庁が国の史跡なり天然記念物というふうに指定した場合には、そういった補助が出る仕組みでございますが、今回の場合、相模原市の指定でございますので、特に国からは補助等は出るものではございませんが、所有者として国土交通省の方が、この樹木の保全に対してさまざまな樹勢を保持するための手立てをしながら工事を進めているところでございます。

◎金川委員 登録1の藤野の村歌舞伎なのですけれども、ほかのものは物なので、とっておくなり保存するのは、たぶんしていけるのだと思うのですが、無形となると人がつないでいかないといけないということで、今、保存会の方たちはどれくらいの人数いらっしゃるって、後進の育成を図りながらということが書かれているのですけれども、新しい風は入ってきているのか、その辺の状況を教えていただきたいです。

○佐藤文化財保護課長 現在、本当に無形文化財はその保持等が非常に重要でございまして、保存会の方が積極的に若い世代への普及などを努めているところでございますが、現在、小学生が実は8人いるのですけれども、あとは正式な会員というふうな形で登録されている方が、24、5名程度いらっしゃるというふうに報告を受けてございます。

そして、今後の新しい風というふうなご指摘でございまして、実はこのお写真の1番左側にいる役者は、お子様で子役なのですけれども、こういった子役が主人公になるような演目をやることによって、お子様にそういう練習をしていただいて、それでご自分がまた

大きくなったら、また後輩にというふうな形で、いろいろと上演するものを工夫しながら後進といたしますか、若い世代へのつなぎといたしますか、そういったことを保存会の方たちは一生懸命努めてくださってございます。

◎**小林委員** 重要文化財あるいは指定登録文化財の修理、いわゆる管理というのは、所有者があれば所有者が行うと。ただし、管理団体があれば管理団体が行うという規定があると思うのですが、本日の指定や登録等には管理団体というのがあるのかなのかということと、もう1点、管理の指示はだれがどのようにするのかという2点お願いできればと思うのですが。

○**佐藤文化財保護課長** 2ページの横長の図を一覧でお示ししながら、ご回答を申し上げます。ご案内のとおり、所有者それから管理団体というのがございまして、1番でいえば、大石神社の神楽殿は建物でございますので、所有者が神社の氏子さんたちの代表者ということで、氏子総代の佐藤様が管理責任者という形になってございます。また、光明寺の方も代表役員の方がなっております。それから、ウラジロガシの方も、土地の所有者である国土交通省が所有者兼管理者ということになってございます。

また、無形文化財の場合は保持団体ということで、認定の方でございまして、藤野歌舞伎保存会の中村会長が先ほどの形で保持をしていると。それから登録につきましては、無形は、保持団体が保存していると。それから、千部塚の伝承地につきましても、こちらの土地所有者の門倉市性様が所有者ということで、管理者という形になってございます。

ただ、こういった管理につきましては小林委員のご指摘のとおり、ご自分たちだけでなかなかできるものでもございませぬし、建物などは、やはり台風が来たりとかいろいろなことで壊れることもございます。原則は所有者の方にお直しいただいたりとかするわけでございますが、やはりその辺は市民の皆様の文化財ということですので、市の方も予算の範囲内でございますが、棄損したり何かしたときには補助金をお出しして、一部そういった制度もございます。

また、こういったものを末永く維持していくためには奨励金ですとか、そういった制度もございまして、わずかながらでございまして、市が責任を持ってそういった文化財の管理、それからまた公開も含めて努めていくものでございます。

特に、管理の責任というか指示は、相模原市教育委員会が負うことになると思います。

○**大貫生涯学習部長** 所有者及び管理者とのかかわりでございますが、基本的に文化財につきましては、文化財保護法及び県の条例、市の条例でも、所有者による管理とされてお

ます。ただし、所有者が多くに及ぶ、あるいは所有者が確定できない場合には、国においては地方公共団体を管理者に認定することがございます。通常の場合は、いわゆる所有者管理、これを原則としており、相模原市もそのようにしております。

ただ、無形につきましては先ほど申し上げましたとおり、保持団体というものを明確にし、その技術を保持している団体指定を行うものです。もちろん、無形の中でも闘犬ですとか、あるいは製織ですとか、個人にその技能が属する場合には、保持団体ではなく保持者を認定して指定をするということを国においては行っております。相模原は、いわゆる俗にいう人間国宝、個人を登録するという事は、まだやっておりません。

◎**金川委員** 結局、相模原の財産ということで、たぶんホームページとかでご紹介されていると思うのですが、例えば、一般市民が指定を請求してる1番の大石神社の神楽殿をふらっと通ったときに、何かこれが文化財なんだって気がつくような目印みたいなものはありますでしょうか。

○**佐藤文化財保護課長** 一般の方に、やはりお立ち寄りいただいて見ていただきたいと思うのですが、今もう既に地域の方がというか藤野町からの引き継ぎで、そういった神社の由来ですとか書いてある看板はございますが、ここで文化財としてご指定をいただきました後、7月27日以降でございますが、市としましては、すべてにここが指定文化財であるというようなこと、ちょっと無形文化財は看板はつくれないのですが、ホームページでPRするとともに看板等で訪れた方に積極的に周知するような方法はとらせていただきたいと思います。

◎**金川委員** 仕事場が横浜で、わりと東海道とかを通るチャンスが多いのですが、すごくおしゃれな感じで、遠くからでもその目印が見えるような感じになっているところを見たことがあるので、できれば何となく、すごく遠くからでも見えるような、おしゃれな雰囲気、よろしく願いいたします。

○**佐藤文化財保護課長** なるべく、そういったようにできる限りさせていただきたいと思えます。

◎**溝口委員長** ほかに質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎**溝口委員長** ありませんので、これより採決を行います。

議案第30号、相模原市文化財の指定及び登録等にかかわる諮問についてを原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第30号は可決されました。

□平成21年予定の公立中学校用教科書採択について

□「教科書採択」に関する請願書

□相模原市の教育の方針に沿った中学校教科書の採択を求める請願

◎溝口委員長 次に、日程7、請願第1号、平成21年予定の公立中学校用教科書採択についてですが、日程8、請願第2号と日程9、請願第3号も教科書採択に関する請願ですので、一括して審議したいと思います。

ご意見がございましたらお願いいたします。

◎金川委員 私はスポーツ界にいて、体操競技の審判員というのをやっているのですが、体操の演技をやっている選手を見たときに、ダイナミックなところが好きな人もいるし、エレガントなところが好きな人もいるし、いろいろな見方があって、先ほどどんな指針でということをお話ししたのですが、体操でも選手を公平に採点していくためにいろいろな見方があるのですが、そこでつくられてきたルールに則って採点をしていくというのが、オリンピックでも公平な見方ということでルールに従っていくので、私たちが選ぶときも、先ほどお話しした長年かけてきたルールに則って話し合っていくのがいいのかなと思っています。

◎溝口委員長 それは、先ほど確認した基本方針という部分ですね。

◎金川委員 はい。

◎斎藤委員 今回、教科書選定でこのような請願が出ているようなのですが、過去やはり何度か教科書選定は行われてきたかと思うのですが、このような請願に対する取り扱いはどうになされていたのか、ちょっと事例を教えてください。

○今井学校教育課担当課長 平成17年度教科書採択においても同様の請願が出ていた経緯がございます。そのときには、請願については不採択という結果でございました。

◎斎藤委員 簡単に結構ですので、どのような審議のプロセスを経て不採択というふうに至ったかというところを、ちょっと教えてください。

○今井学校教育課担当課長 そのとき不採択にした理由については、教育委員会として陳情や請願等に左右されず、基本方針に基づいて公正・適正に採択しなければいけないものだと。その理由に基づいて不採択ということでございます。

◎**小林委員** 意見です。今回の3件の請願も含めまして、多様な、あるいは多数なご意見やお考えがあるのは我々十分認識しておりますし、それも相模原市の教育に対するご関心の高さかと推察しております。

しかしながら、採択の最大のキーワードともいえる公正・適正を期すべく、本日の25号議案で基本方針を議決いたしました。教科書採択については、その基本方針といいますか、あるいは原理といいますか、それに沿って、あるいはそれをよりどころにして行うことがより公正・適正を期すことになり、それが何よりも大事なことだと採択に関しては基本的な姿勢で考えております。そういう意味で、25号議案の基本方針、これに沿ってやるべきではないかと思えます。

◎**斎藤委員** 今、小林委員もおっしゃられましたように、このような請願を読ませていただいたのですが、いろんな意味で教育に対して一般の市民の方々が興味を持って、そして意見を言ってくれるのは大変ありがたいことだというふうに存じ上げますけれども、先ほどの基本方針のところでもございましたけれども、そういう多様な意見を吸い上げる仕組みというのはきちんと整備もされておりますし、基本方針というのもきちんと整備されておりますので、請願として採択するということにはなじまないのではないかなと思えます。

◎**溝口委員長** 私も各委員がおっしゃったように、この基本方針だけに基づいて公正・適正に採択するということが1番重要なことだというふうに考えます。したがって、請願につきましては、3件とも不採択ということではいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎**溝口委員長** それでは、請願第1号、平成21年予定の公立中学校用教科書採択については不採択とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎**溝口委員長** ご異議ございませんので、請願第1号は不採択といたします。

続いて、請願第2号、「教科書採択」に関する請願書を不採択とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎**溝口委員長** ご異議ございませんので、請願第2号は不採択といたします。

続いて、請願第3号、相模原市の教育の方針に沿った中学校教科書の採択を求める請願を不採択とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、請願第3号は不採択といたします。

それでは、最後に、次回の会議予定ですが、6月17日、水曜日、午前9時30分から当教育委員会室で開催する予定でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

◎溝口委員長 それでは、次回の会議は6月17日、水曜日、午前9時30分の開催予定といたします。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、5月定例会を閉会いたします。

口閉 会

午後7時43分 閉会